

暗黒時代の宗教一揆

長沼, 賢海

<https://doi.org/10.15017/2344450>

出版情報 : 史淵. 3, pp.34-67, 1931-12-28. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

暗黒時代の宗教一揆

- 一、意義……
- 二、本質……
- 三、直接誘引……
- 四、擴大……
- 五、迫害……
- 六、淨化

長 沼 賢 海

第一節 暗黒時代の一揆の意義

封建制度の下に存立する武門武士は主もに一定の土地収入に依て生活する以上、幾何かの時世の推移にも、自然に向上する生活費と、其の収入とは平均しないやうになる。かゝる境地に置かれた武士は所領の質入又は賣却に依て其の領地に離れ、つひに封建武士の資格を失ひ、行倒れとなる。此の武士の倒壊は、武士に依て支持せらるゝ幕府の倒壊であらざるを得ないが故に、幕府は或は徳政と號し、或は棄捐と稱して、武士の借金棒引きを令し、商賈百姓の正當なる債權を破棄する理不盡行爲を公行する。かくの如き横車を押して一時の危急を免れる武士は、他の階級から不信用といふ無形の損失を甘愛しなければならぬ。勿論かうなるまでには武士は不當の壓迫を農工商に加へるのである。かゝる一般的史論に相當する各武家時代の實相は、鎌倉武家時代に於ては永仁前後に起り、室町武家時代に於ては應仁前後に始り、江戸武家時代に於ては寛政の前後にあり、大名の中に於ては

之に先だつ時代に、既に存在してゐた所もあつた。

江戸武家政治、之れについては鎌倉武家政治の統制は、まづ嚴重なるものであり、よく中央集權の實が擧がつたが、室町武家政治に至りては、最初から統制頗る不十分であつた。尊氏の寛裕なる人と成り、而して清濁併はせ飲む弊の彼れが如き度量、名分に拘泥せず、名を捨て、實を取るといふ彼れが如き主義は、つひに強大なる大名の出現を餘義なくし、之れに對する彼れの精神的、武力的壓力は甚だ微弱であつた。諸大名は間もなく幕府を左右した。前武家時代に於ては見る事の出来なかつた大名の京都居住は、彼れ等を華やかな生活に誘つた。廣大なる京都の第宅に於ける彼等の生活は、二箇國、三箇國の分國に依て維持せられ、勢力幕府を左右するやうになり、洛中數多の小幕府が出現せる觀があつた。既にして、幕府を抑へた小幕府は、小幕府の維持に關して實際的の勢力を握つてゐた其の分國に割據する小幕臣(守護代)の爲めに抑へられるやうになつた。斯の如き事實の出現せる時機は室町武士が封建制度特有の本質上逢會せざるを得ない所の生活不能の時機と一致したのである。かくの如く政治的にも、社會的にもゆき詰れる應仁前後に於ける武士の有様は江戸時代に於ても、鎌倉時代に於ても見ることのできないものであつた。下克上の名が應仁前後、所謂暗國時代に依て占有せられるのも故あることである。

室町武家政治の中心が京都にあり、公卿の生活を専らにし、近畿の諸大名が將軍とともに京すまを爲し、上下群居して自ら生活が非武人的になり易かつた。加ふるに貨幣經濟がやうやく發達し、内外貿易が盛んになるや京、堺、兵庫には豪富を致せる商賈が出現し、その生活は亦自ら武士の生活を刺激して、所謂東山殿の豪華にして脱俗的な生活となつた。其の爲めに自らなる結果であると認めらるゝ武士の農商に對する擄取政策となり、徳

政の發布とともに、武士は益々農商の信用を失ひ、尊敬を失つた。のみならず武士の生活不能によつて農商の階級は生活不能に達するまでに搾取せられ、徳政せられた。此の間に孕まれた危機に點火して、武士の間に熾烈となつた下克上の風を推して又武士と土民との兩階級の間に移したのは、一天下の大饑饉である。長祿寛正にかけて起る前後未曾有の大饑饉であつた。

溺れんとする者は藁でも掴むものである。今日一日の生命を保たんとする爲めには、人間にゆるされたあらゆる方法を講ずることを辭せないものである。上下の秩序なく、社會の安寧なく、生命財産の保證なく、斬取強捕りの世の中には、人間は多く之れに順應してゆくものである。享徳三年世風を談する者の曰はく、「今盜賊公然にして忌憚せらるゝことなし、是に由て是の黨（賊黨）に入らざる者殆んど稀なり、上は七貫を出し、中は五貫を出し、下は三貫を出す、初めて賊黨に入る所謂贅なり」と。又談じて曰はく、「盜賊中隱語あり、曰はく止陽、曰はく合沫、曰はく錢湯。錢湯といふは貴賤を分たす、盜む所を領ち、合沫は諸賊等しく其の盜む所を領つ、止陽は多少を論ぜず、盜む所賊中の首に歸す」と（臥雲日件錄 享徳三、三、十五） 文明の頃武士の一黨蜂起するものあり、時人これを足輕又白足と稱した。（大乘院寺社雜事記 二、十四） 蓋し止陽、合沫の類であらう。文明十二年大和に於て盲目團一揆して蜂起し、筒井氏の部下が故なく盲目を殺害せることに對抗した。（大乘院寺社雜事記 二、十五） 享徳中山伏蜂起して細川氏を脅迫して、錢百二十貫文、田地十六町、神馬等をせしめた（康富記 七、十九） 之れ等の史實に依て抽象せられし應仁前後の一般社會の世相の特徴は生きんがためには、手段を擇ぶ必要なきことを許されたことである。其の許容せられし手段の一は土民が一揆して武士階級又は富裕階級に對する事であつた。

即ち士民の下克上運動であつた。

止陽、合沫、錢湯、足輕、白足は特種名であり、部分名である。總括したる時代語はこれを一揆といふのである。斯くの如き運動を一揆といふのであるから、自然多種の一揆名の起るも當然である。曰はく土一揆、曰はく徳政一揆、曰はく一向一揆、曰はく法華一揆等である。土一揆即ち士民一揆は、單に一揆といふに同じと云つてもよい。何となればすべての一揆運動は貴族（公卿及び武士）以外又は武士の浪々者が主要勢力をなしてゐるからである。應仁前後より戰國時代に至る土一揆の名が屢々あらはるゝも、皆前後左右の聯絡あるものにあらず、隨時隨處で附せられた名稱である。徳政一揆も亦偶發的であり、一時的又は斷絶的であり、屢々起る其の運動は皆聯絡あり、統一あるものでない。兩者何れも經濟上の目的を以て自らを守る下克上の運動である。而して法華一向兩一揆運動に至りては、經濟的意義の外に、宗教上の意義を有し、より多く社會的の意義を有してゐる。法華一揆の起るや、稍偶發的、一時的の性質を有するも、一向一揆に至つては大いに然らざるものがある。

武士の間に起つた下克上は將軍家の破壊となり、管領家の濔落となり、更らに其の被官の廢類となり、被官の部下から起つた者が將軍家を左右するに至るのである。將軍義輝を弑殺した松永久秀も、義昭を擁立して其のあとつぎとなした織田信長も、皆然りであつた。謂はゞ武人の間の下克上は、室町の武家政治を解體して江戸の武家政治の建設を指導する時代精神に過ぎなかつた。併し武士階級と士民階級との間に起つた下克上は、其の意義頗る深重であつて、近世に於ける士民勃興の起原であつた。近世の士民史とか、平民史とか、國民史とかいふ名目がゆるされるならば、應仁前後の士民の下克上の運動に其の第一頁を始めなければならない。此の意味に於て

應仁後の土民の下克上の實際運動は、頗る重要視すべきものである。而して土民の下克上の運動として、かく意義あらしめたものは何であるか。生きんが爲め、食はんが爲めの本能的な運動であるに止まつたならば、それは暴動、騒動として史上にその名を止むるに過ぎなかつたであらう。それをよく暴動、擾亂として終らしめず、近世國民史の第一期運動たらしめるやうに努力したのは、實に應仁前後を期して、一大活動を開始した宗教運動である。即ち一向宗の蓮如、眞慧等の活動、日蓮宗の日親等の數多の導師の活動である。日本佛教史の大綱を案するに、日本固有の新佛教の生れたのは鎌倉時代であるが、それが眞に土民階級の精神生活の糧となつたのは鎌倉時代ではない。實に應仁前後に至り、遺されたたゞ一つの手段たる腕力乃至武力に依る克上運動を以て勃興し來れる土民の餓虎の如き性情が、始めて鎌倉の平民佛教に依て文化されたのである。此の意味に於て、下克上の一揆運動の中でも、最も意義甚深なものは宗教的一揆である。宗教的一揆の中にも亦時、場所、及び事件の大小等から考へて、法華一揆に増して重要性を有するものは一向一揆の運動であつた。

第二節 一揆團の本質

眞宗即ち一向宗の開祖親鸞の佛教は、後世者の佛教であつた。親鸞は常に世を遁れたる者の本分を主張した。世間と斷ち、道德と離れた親鸞及び親鸞の佛教を、世間に還元することによつて手を染めたものは本願寺第三代覺如であつた。それをしも大成したものは本願寺第八代蓮如であつた。蓮如は世間に立つて來世を説き、遁世者の佛教を家庭の佛教となし、現實社會の佛教となし、道德を離れて信仰なし、信仰を忘れて道德存立せず、眞俗兩

諦は、それ／＼別に存するものにあらず、兩諦は兩輪にして初めて車體を動かすものとした。一向宗内に於ては、蓮如を以て二宗の中興上人なりとたゞへてゐるが、實は二宗開闢の祖ともいふに當ることは、宗義の開明及び進展、宗規の創設等に於ける彼の成績に徴して明かである。僧侶の肉食妻帯を以て宗規の如くに定めたるも蓮如の頃に始る。此の點は既に「親鸞聖人の研究」に於て委細を盡しておいた。蓮如は應永二十二年に生れ、明應八年に寂した。應仁の大亂は其の五十四五才の時である。而して其の眞の活動は、大亂の突發以後に始る。其の門徒に發せられた信仰傳導用の文章の今にのこれるものは、文明三年前のものは頗る稀れである。(帖内、帖外文章)山城山科、三栖、攝津大坂、富田、泉州堺、河内出口、紀伊冷水、大和飯貝、播磨英賀、近江大津、堅田、越前吉崎、加賀越中の諸所、伊勢長島等の布教根據地に關する多くの史料に據れば、其の創立は皆應仁以後のことである。蓮如にはその妻妾が頗る多かつた。(諸種の本願寺系圖、本願寺通紀等、一時に一妻以上なきが如くに傳ふるも其れは世間を憚つて後世系圖を改變せるによるもの、富田の教行寺系圖は之を證するに足る。其の子女二十七人の生年月を検すれば、一般本願寺の所傳の誤れること、自ら明かである) 上記の布教根據地には、多く其の子を置き、其の女の配せる所は、又各地方の一策源地的道場主であつた。此の外其の門弟の創むる所の道場の數甚多く、而して之れ等の道場を通じて、間接又は直接、蓮如は各地に出現せる道場中心の寺内町及び各地散在の自治的の門徒團及び其の門徒團の主宰者たる地方豪族を率ゐ、本願寺は一大教團の中心となつた。恐らく國史に於ては蓮如の如き布教上偉大なる成績をあげ得たる傳導師は他にあるまい。其の門徒團や寺内町の性質、地理及びこれ等と蓮如との關係及び、それ等門徒團の一揆運動と蓮如との關係については「蓮如上人と一揆運動」といふ

題下に既に考證する所あつた。所論中蓮如が直接一揆に關係したることなく、其の文章に據れば之れを嚴禁せること明白なりといふ一般の所論（故前田慧雲博士の蓮如上人傳は其の代表的のものである）を破る爲め、出來得る限りの史料を紹介したが、しかも積極的に之れを論破するには、稍史料の不足を感じた。然るに其の後龍谷大學教授禿氏友祥氏に就いて、左の如き蓮如の書狀二通の寫眞を得た。予が暗黒時代の一揆研究に手を染めて以來二十年間の疑問の一を明快に解決せる貴重なる史料である。左に之れを示さう。

八郎左衛門入道殿

蓮如

.....(以上表書)

尙々ぬしをば、たれになりともつけられ候て、とりて可給候

去比は長々堪忍返々悦入候、仍此方事無其煩候、加州百姓中へ弓矢參候、乍去近日落居心安候べく候

一、彼太刀事よその人所望候様、了簡候て可給候、いかやうにも方便候て、たかく候とも、とりたき由たのみ候て申候可然様に了簡をせられ候て、可給候、あなかしこ

八月廿六日

蓮加 (花押)

信證院

眞慶御房

蓮如

.....(以上表書)

(端書上略) 千萬々他の手より所望候ては、我等生涯候べく候

先度就太刀之事、狀下候つる、下着候や、無左右候間、千萬く無心元候、いかやうにもれうけん候て、あたいをばかぎり候まじく候、何とやうにも、國にてたれく所望候共、中され候て、ぬしになりたく候、是非に御返事なく候間、迷惑いたし候、其爲態人下候へ、左右をき度候、乍去是非共に不可叶候儀にも候はゞ、それは無力次第候、あなかしこ

十月八日

蓮如 (花押)

此の文書の年代は信澄院蓮如とあるから、(本願寺通紀等に據れば、蓮如が泉州堺に信澄院を起し、そこに滞在して信澄院と號したるは、其の晩年である) 勿論長享年間に一揆が加賀に蜂起せる以後のものである。故に加賀の百姓中へ弓矢を送つて其の一揆運動を援けてゐた事は、まづ之れに依て明白であると斷じ得る。そして八郎左衛門入道眞慶は田舎に居住する蓮如の弟子であらう。その弟子に是が非でも所望の太刀を買取して貰ひたいといひ、その爲めには金も惜まない、嘘をついて(方便)でも望みを達したい。若し人に買取さるれば自分は生涯しようまで極言してゐるのは、其の趣味が刀劍に深かつたが爲めであるばかりとはいへまい。何かの必要に逼られてゐたのではなからうかと想像される。

こゝに今一箇條附言して置きたいことは、蓮如の頃組織せられた門徒の會議制的な自治的教團の制度は、長く維持せられて、元龜天正の間に至つてゐる一事である。諸家文書纂の内に、つぎの如き年代不明の、十月廿八日附系抄より、隠岐糺介とあてた文書のあることを發見した。内容より判斷して上杉謙信と北陸の一向一揆との平和の成立しない以前、即ち天正二三年前のものであることは疑ひを容れない。此の文書の初めに

一、洲崎當國就出馬之儀、度々申上候處、如願被仰調、被下置候段、忝次第身餘候、則御書同名藤八郎爲持金澤迄差登候、豊後方へ者、廣濟寺持集、以直談被相渡候處、相意得之旨致返事、其後數日相遂組中各同心不申候間、不及是非之由申候、連々如此申合候も、重而組中存分候而者、曲有間敷、再三申屆之處、組之者内々令談合候へば、御内證之御直書、於拜見任者、不可有別義旨申候由候而、既罷付出置（下略）

とあり、此文書たゞ一通にして、何處にありし文書か見當すら立たない。併し後段の文面を参考せば、文書の差出人は越中の一向宗徒にして、上杉氏の侵入に際し、援助の爲め加賀一向宗教團の指揮者の一人なる洲崎某なるものに出陣を乞うたが、其の教團（組）が會議（談合）の結果、容易に一決せざる事情を知るのである。洲崎氏は蓮如當時より加賀の一向教團の主宰者の一であるが、それが織豊時代に至つても、猶ほ勢力を維持し、其の教團の合議制の如き事も、依然として維持せられてゐたことは一揆史上のみならず、我が戰國時代の民政史上、頗る興味あることである。又以て蓮如の教團組織がいかに時世に適しかつ信仰による結束のいかに合理的なりしかを思はしめるに十分である。

第三節 北國一揆の直接誘引

一向宗の教團の性質、それと蓮如との關係については、再び述べる必要がないから、こゝでは特に宗内の事情を述べて、一揆蜂起の事情を詳かにしたいと思ふ。宗外の事情については、第一、眞宗内部に於て一向宗（今特に本願寺蓮如の一流をかく稱しておく）と専修寺眞慧の高田宗（眞宗専修寺派を今かく稱しておく）との勢力争、

第二、國內守護兩家の抗争、第三、國內に於ける複雑なる莊園關係等をあげなければならぬ。

(一) 眞慧は本願寺にあらはれた蓮如と、略ぼ時を同じうして下野高田專修寺にあらはれた。眞慧も亦時世の生んだ一傑物であつた。專修寺は親鸞の直弟眞佛、顯知等の聞く所、鎌倉時代の末から、吉野時代にかけての、關東方面に於ける眞宗教團の一中心であつた。眞慧は專修寺先代定顯の子なりといふ説(本願寺通紀)あれど信ぜられず、眞慧以前に於ては、專修寺は朝廷からは勿論、武家からも何の待遇も受けてゐない。然るに眞慧の時に至り遽かに公卿との關係親密となり、特に葉室家との關係始り、繪旨、御教書等の專修寺文書に見ゆるも、皆眞慧に始る。思ふに彼れは公卿の出身にして定顯の弟子となり、高田專修寺をついだものではなからうか。これ專修寺が眞慧に依て伊勢一身田に移さるゝに至る第一の遠因であらう。本願寺通紀に、眞慧は長祿三年北國に教化すとあり、寛正六年專修寺を伊勢一身田に移した。之より先、專修寺は延暦寺の東塔の末寺、本願寺は同西塔の末寺といふ名儀に於かれてあつた。(越前高田宗の法雲寺文書)こゝで末寺といふ名儀は毎年末寺錢を兩寺から延暦寺に出して堂塔の存立を認められたに過ぎない。宗意信仰は延暦寺所傳の天台宗と異なることは勿論である。寛正六年正月八日「西塔院勅願不斷經衆人」等が本願寺が無尋光の愚類を率ゐて横暴をなすを以て、速かに同寺を破却すべきことを決議し、西塔院執行代慶純から七月二日にこれを本願寺に移牒した。(叢林集所載文書)專修寺文書の中に寛正六年乙酉六月日付けで、下野國專修寺末寺越前國門徒中謹言上すといふ、延暦寺に致したと思はるゝ文書がある。内容は右門徒は無尋光の神法を爲すものでなく、法然以來の一向專修の門徒であつて、無尋光の愚類の御征伐を「令レ悅耳」であり、守護に於ても、我れ等に對し違亂をなすべからざる旨成敗を加へられた

から、彼れ此れ混同せられぬやうといふ意味のことを言上してゐる。之れに對して同年七月二日西塔院執行代慶順、七月廿七日附本院執行代春彦、(東塔院執行代)七月六日附横川別當代等(延襲?)から專修寺にあて、無尋光の愚類にあらざるを以て先規の如くに安堵すべきことを通牒した文書が同文書中にある。恐らく專修寺から多額の金品を三塔へ送つて運動する所あつたものであらう。それはとにかく此の文面に依て一向高田兩流の相反目は專修寺の西轉以前からのことであることが明白である。そして本願寺は破却せられて蓮如は北國に其根據を遷さんとするに際し、眞慧は此の年其の本寺を伊勢に移し、ついで上方にも別院をたてるのである。こゝで最も注意すべきことは、無尋光の愚類にあらざる聲明書を比叡山に致したのが越前の高田流の門徒であつたことである。これ高田宗の勢力の中心が當時越前にあり、越前の同門徒が最も激しく一向宗と相容れなかつたことを明かにするものといはねばならない。尋で文明四年眞慧は顯正流義抄二卷、顯念佛安心彈付抄をあらはしたのも、暗に一向宗に對抗したものであらう。眞慧の寂後に於ける越前の同宗の門徒の勢力が、いかに同宗内に重要性を有してゐたかを語るものがある。永正九年眞慧は蓮如に遅れること十餘年にして入寂した。

然るに眞慧の後は應眞、眞智の二人、專修寺の住持職を争ひ、永正九年十一月二十四日、繪旨を眞智に賜はつて專修寺住持職を安堵せられた。こゝに又其の翌年二月二十三日、又應眞上人に繪旨を賜つて同寺の住持職と定められた。(專修寺文書)この時眞智は越前にあり、越前四箇寺(勝蔓寺、專光寺、西光寺、專西寺)は之を奉じ後大永二年兩者和睦成立せる後も、越前方面の兩黨は猶ほ融和しなかつた(專修寺文書)越前の守護朝倉氏は兩者の間に立つて奔走したやうである(專修寺文書)本願寺通紀に據れば、應眞の母は富樫氏の女なりとある。

下野國志に眞知は越前熊坂に退くとあり、熊坂は越前と加賀の國境近く、吉崎の略ぼ北に當る。天文日記、天文九年五月一日の條に、東福寺領加賀國熊坂莊とあり、專修寺一時熊坂に移ると傳ふるものあり（專修寺内部の史料に此の説なし）或は吉崎坊のあつた吉崎に近い熊坂に根據を置いたものかも知れない。之れに依て高田一流の北國に於ける勢力は越前から西部加賀に及び、富樫泰高の勢力の範圍に最も接近してゐるので、夙くから蓮如と一向宗の一流とは對抗的にあつたこと以上の如くである。

(二) 富樫氏に於ける下克上の争鬪は、應仁前後から頗る一般となる將軍家及び其の以下の諸大名中に於ける同性質の争鬪の先驅をなすものと云つてよい。則ちこれについて畠山氏、斯波氏、將軍足利氏、小笠原氏等の内訌の先驅をなした。既に看聞日記嘉吉三年二月二十八日の條に據れば、富樫教家、泰高兄弟相争ひ、畠山持國は教家を援け、諸大名兩黨に分れて兩者を援け、既に争鬪國內に勃發してゐるのである。越前の守護斯波持種は泰高を援け、文安三年九月教家を越中に逐つた。後間もなく教家死し、子成春ついで泰高に對抗した。文安四年五月幕府は成春泰高をして各半箇國の守護とした。かくして守護は國內治安をかへりみる能はざるのみか、自ら守らんが爲め、あらゆる力を利用しようとするのは世風であると云つてもよい。富樫兩流はそれ／＼眞宗の一向、高田の兩流の教團を利用しようとし、兩流の教團は又此の争鬪を利用して克上せんとするものも亦世風であつた。泰高の家は能美郡御幸塚にあり、成春の家は石川郡野々市（金澤市外）にあつた。此の争鬪については賀越闘争記、越登賀三州志等にその經過を叙すと雖も、一々確むべき史料がない。

(三) 本願寺證如（光教）の天文日記（或は光教日記といふ、最近公刊して石山本願寺日記と題す）に附載せ

る「天文二年已來記之、加賀本家領謂付日記」及び「天文五、加賀所々知行被申趣、又申付方記之事」の二つの記録（公刊の石山本願寺日記には之れを載せてゐないのは甚だ惜むべきことである）は當時の加賀國內に於ける公武寺社の莊園私領がいかにも複雑であつたかを如實に語るものである。加賀以外の國々に於ても、之れと同様の事情があつたかどうか、加賀以外についてこれを究むべき史料がない。若し天文前後諸國に起つた豪族の家事日記といふものが存在するならば、之れ等の事情が自ら明かになるわけであるが、さうしたものは、此の天文日記を除いては、他に一もないのである。特に筆まめであつた證如が、私領に關する二つのまとめた記録を遺してゐたことは、戰國時代に於ける諸國の莊園私領の状態を知るに非常な便宜を得るのである。

長享二年一揆蜂起して略ぼ加賀を占領して以來、本願寺の加賀統治權は追々定り、天文初めの大一揆小一揆の争鬪後、本願寺は確實に加賀を支配するやうになつた。天文二年より同四年に至るまで、證如が加賀の莊園や私領に關して其の所有者よりの交渉に應じて其の所有權を承認するよう命令を加賀に發した記録が、天文二年已來の謂付日記である。之れによれば天文二年には僅かに通玄寺殿に對して白山麓の本領を謂付けたに過ぎない。その翌天文三年には山門（比叡山）東福寺、中院、北野梅松院、安樂光院、慈壽院（九條殿妹子とあり）二條、梶井門跡等の九所、翌天文四年には七箇所より受けた領地の交渉に應じてゐる。而して天文五年に至り、天文元年以來の畿内の一揆争鬪が解決せられ、天文五年八月十九日幕府は證如の罪を赦し、本願寺と幕府との和睦成るや、其の月より同年十二月に至る間に、證如が寺社より受けたる交渉は約三十五件、同じく武家より約二十二件、公家より五件である。そして證如は大方それ等の加賀に於ける他家の私領を復舊すべきやう、命を加賀に發してゐる

る。小さな加賀に斯の如く多くの者の私有地が複雑に存在せることは、守護の統治が頗る困難であつたことを想像せしめるに十分ではなからうか。況んや守護富樫氏が兩家に分裂してゐては國內の守護の勢力は頗る薄弱であつたに相違ない。國內の軍事警察は頗る不安なものであつたに相違ない。そして漸く地方に對して勢力の皆無になりかけてゐる公卿や武人や寺社が、己れの所有地に對する統治力も頗る微弱なものであつたらう。かくして其の領民は、何に依て自らを守つたであらうか。

時に一向宗の教團は單なる信仰の教團であるに止まり得たであらうか。盲目でも一揆して起るが時世の習ひであつた。山伏も團體の力によつた。盜賊も團體を組織するを便宜とした。それは自ら生きんが爲めであつた。一向宗の教團は單に精神生活に生きるが爲めのものであり得たであらうか。かうした時世には花より團子が大切であつた。精神生活の糧を以て寧しろ肉體生活の糧にかへるのが人情である。すでに蓮如の時分に於てすら其の勢があつた。明應七年二月二十五日蓮如が「毎月兩度講衆中へ」と宛てた文章中に曰はく、(教團は組ともいひ、講中ともいひ、郡の衆といふのもあつた。舊稿「蓮如上人と一揆運動」參看)「近年ハイヅクニモ寄合ノトキハタバ酒飯茶ナンドバカリニテ、ミナく退散セリ、コレハ佛法の本意ニハシカルベカラザル次第なり、」(帖内文章)とあり、安心の談合よりも、經濟政治の談合が急であつたらう。酒飯茶ばかりにて退散するといふは太平無事の日のことである。今日を如何にするかの時、明日をも知らぬ電光朝露の人生を思つて、後生の一大事を談合するにあらずれば、生を守り命を護る談合の外何ものもあるまい。世上のならひ、切り取り強取りの暗黒時代の世態にあつては、それは當然であつたが、わけて宗派的鬭争あり、政治的混亂あり、經濟的に復雜であつた加賀に於

ては、殊にそれは當然であらなければならなかつた。されば彼の教團は僧俗に限らず、自己の防衛の爲めには本願寺の命令を拒みしことあるも當然といはなければならぬ。

富樫兩家の争ひと一向、高田兩流の宗派的鬭争とが錯綜した。泰高の家は其の根據地が加賀西部にあり、比較的、高田宗の多かつた同地方及び高田宗の絶對優勢であつたと思はるゝ越前を背景とする結果高田宗に便らうとし、高田宗の門徒は其の力を借りて一向宗門徒に對抗しようとし、富樫成春の家と一向宗とが相結んで之れに當つた。

第四節 一揆の擴大

(一) 加賀 長享二年の一向一揆勃興以前に於ける北國の一揆の紛亂については加越鬭争記、越登賀三州志、續本朝通鑑等に詳かである。則ち文明六年、同十八年兩度蜂起の事を傳へてゐる。然るに之れを確むべき直接北國方面の事に及べる有力な史料がない。六年の蜂起に就いては蓮如の文章を見ても三州志の記事必ずしも棄つべきでない。蓮如の吉崎建立は文明三年にあり、すでに其の翌年には諸方の排撃を受けたるが如く、文明四年には吉崎登山を禁じた。(帖内文章) すでに其の翌文明五年十月日には、終に「於佛法一捨一命、可合戰之由」吉崎坊内の衆議一決するに至つた。故に三州志に據れば富樫政親(成春の後嗣)を攻撃せんとするを知つた政親は、同年三月二十八日、急に吉崎を攻め落し、越前に侵入して藤島の超勝寺(蓮如の女は超勝寺蓮超の室)を焼亡ぼし、加賀國內の一向宗門徒を殺戮したとある。超勝寺を攻めたのは、蓋し越前の高田門徒の企であつたであ

らう。而して政親吉崎を討つといふは、地理的に見ても合點し難き點あり、之れ等騷動の内容は遽かに信じ難いが、富樫氏の土民壓迫のことが急に激しくなり、爲めに争鬭の勃興せしことは信すべきものゝ如くである。又文明十八年の土民脅壓のことについては更らに確むべきものはないが、さりとて否定もし難い。佛光寺の文書に據れば却て文明十三、四年の頃一揆の爲め富樫氏は没落して終つたものではあるまいかと思はれる。同寺文書に「文明十三年十一月三日、山門大講堂集會議、可早被啓達畠山殿事」といふ文書あり、内容は先年（寛正六年）本願寺破却の際、佛光寺も同斷に處すべかりしも、同寺は妙法院門跡の候人なりといふの故を以て、僅かに之を許したが、素り其の謗法的言行は、嚴に之れを制止したのである。然るに猶ほ以て之れを張行するが故に、賀州一國は既に無主の國となり、土民の族遊行を致すことは、亡國といはなければならぬ。宜しく佛光寺の住持、本尊以下を山門に引渡し、器用の者を以て同寺の住職となすべし云々と訴ふることを決議した。（佛光寺文書）文明十四年卯月二十六日、彼れ等は再び妙法院門跡に對し、佛光寺の近江に散在せる末寺等を放逐すべきやう國方（六角氏方をさすならん）へ命じた。又本願寺の無導光の愚類に投じたる佛光寺の住持花恩院を放逐して、兄弟の内正法發起の者を住持となすべし云々と訴ふることを決議した。（佛光寺文書）同年八月に三度同門跡に同様のことを訴ふることを決議した。其の決議文中に「近年賀州爲體、追伏國勢之重職、爲無主國、土民之族致遊行、捶武將守護職同輩之所存之條、下刻（克）上基、落日月泥土、道理可爲眼前」とある。（佛光寺文書）考ふるに文明十八年も諸書の傳ふるが如き争鬭ありしならんも、文明十二、三年の頃既に富樫氏は却て土民の爲めに抑へられ、川合洲崎などいふ守護の家臣にもあらざる土民が、僧俗の率ゆる大小の自治的教團を背景とし、賀州三箇寺の大坊主

分の者共とともに、國政を遵行して、無守護の國とし、以て下克上の基を定めたものであらう。續本朝通鑑、三州志、加越鬪争記、續武感謝狀記の如き、後人の編みたるものには長享三年に至り始めて、一揆が加州を占領するが如くに傳ふるは真相であるまい。長享二年の一揆の大勃發は、文明十二、三年に、既に加州の支配權を納めたる一揆の勢力に對する反動運動であつたらうと愚考する。蔭涼軒日録、實隆公記の如き確かのものには愚考を肯定せしむべきものがある。

蔭涼軒日録には越前より富樫氏を援ける援軍を加賀に進撃せしむる所ありしも、一揆の衆二十萬に達し、六月九日富樫城陥落したとある。三州志に據れば一揆蜂起とともに越中、能登、越前の諸國へ兵を出すとあり、又此の三月政親は野々市より高尾の新城に移るとあり、案するに政親は新要害に援て、大舉して一揆衆を壓迫せんとし、能登の畠山氏、越中の遊佐氏、越前朝倉氏の援兵を乞ひ、一擧に勝を制せんとして却て失敗し、城陥りて自刃するに至りしものであらう。實隆公記、尙通公記には越中も亦一揆の支配する所となり、同國內の寺社の所領は返還せらるべしと云ふ意味の事を載せてゐる。三州志等には戰の經過を叙すること詳かなれど、今之れを詳説するの必要を見ない。文明十二年以來勃興して來れる加州の一揆は長享の騷動を経てますます下克上の大勢を固め、延徳、明應を経て永正年中に至るや、大に越前、越中方面にも其の響鳴者を見出すに至つた。

(二) 越前 越前に於ても下克上の運動は熾んであつた。同國の守護斯波氏の被官甲斐、朝倉の二氏は國內に於て最も勢力あり、つひに斯波氏の勢力を驅逐して朝倉氏は越前守護となつた。併し甲斐氏の殘黨猶ほ絶えず。時の慣ひ朝倉氏にも亦内訌ありて一族分裂鬪争し、朝倉元景は永正元年より越前に歸つて兵を擧げ、甲斐氏の黨

之れに應じたが、再び朝倉貞景に敗られて能登に退いた。此の混亂は加州に於けると形勢に似たものがある。此の時土民の教團はそれ／＼據るべきものに依て向上しようとする。兩黨は又之れを利用しようとする。こゝに於て元景及び甲斐氏は、一向教團を曳き、貞景は高田教團を利用しようとした。宣胤卿記には永正三年六月十三日一向宗と甲斐率人とが蜂起して、朝倉の爲めに征服せられ、死者一萬人に達したとある。朝倉宗滴話記、朝倉記、朝倉始末起及び三州志、加越鬪争記に據れば越中諸寺、能登一宮の大坊主、越前藤島の超勝寺、和田の本覺寺等、加賀一揆を中心として、甲斐氏等の殘黨とが加越國境の東西に戦ひ、一揆大に敗れ、戦は八月に至て止まなかつた。加賀越前の對抗は兩國の通路を遮斷し加賀、越中、能登に散在する莊園の貢租が上方に届かぬことになり、幕府は永正十五年兩者を和解せしめた。此の争亂に際して、高田教團の活動したことを傳ふる有力なる史料は左の一通である。

所々買得分事、以前出一行、去永正三年一揆蜂起之時紛失云々、其目錄封裏訖、任當知行之旨、不可相違之訴如件

永正七年十二月十八日

貞景（社拜）

瀧谷寺吉祥坊

（瀧谷寺文書）

(三) 越中及越後 越中の射水郡古國府の勝興寺、礪波郡城湍の善徳寺、同郡井波瑞泉寺、婦負郡極性寺等は皆戰國時代に至つて一小豪族として勢力を有するやうになり、國內豪族は勿論上杉、武田、織田、豊臣の諸氏と往來して、北國の大勢推移に關係を有したのもあつた。（勝興寺文書、善徳寺文書、瑞泉寺文書等）そして之れ

等は何れも能登越中境に近く、加賀の一向一揆團と相接してゐた。其の率ゆる教團は蓮如の時既に相當の勢力を結集し得たであらうことは、加賀の一揆團の大勢に依て推知し得べく、長享二年の加賀の一揆の騒動に際しても同時に起つて越中西部地方を占領し、同地内にあつた京都の公武や諸大寺社の莊園の本復を宣傳したらしい。前にも略言せるが如く尙通公記(永正三、四、十八)に「越中國加賀州一向衆等相計云々、寺社所領如形、可返附之由有其沙汰」とあり、實隆公記の裏書き文書(長享二、六、二二日附)の中に「抑今度越中國一變不思議之題目(土民一揆の諸地占領をいふならん)候、門跡領等大概可有還着分候」と見えてゐる。

永正三年の騒動には越中の一向教團も一揆して威を振つた。時に越中に於て、守護畠山氏の勢力に克つて向上せんとする者の代表者は、神保氏と遊佐氏とであつて、二氏相抗争してゐた。二氏等は一揆の勢に抗し得ずして越後に走り、長尾氏の助勢に依て歸國し、その舊勢力を保ちしこと、大乘院寺社雜事記(文正三、五、八)に見えてゐる。一向一揆は此時奔つて加賀に逃れたので、長尾氏は長驅して加賀一揆を治罰すべしといはれた。(同上書)果して此の年秋、能景は大舉して越中を侵した。果然神保氏は遊佐氏に對抗する必要からであつたと思はれるが、能景を掣けざるのみならず、一揆に黨して能景を陥れようとした。能景が軽々しく敵地に深く侵入したのを機會に、一揆團は能景を礪波郡蓮沼といふ所で圍み攻めて、九月十九日終に之を討取つた。(會津塔寺八幡宮長帳、諸寺過去帳、越中・中生八幡宮文書)能景死し、子爲景其の後をつぎ、永正四年越後守護上杉房能を亡ぼし、ついで扇ヶ谷上杉顯定父子と戦ひ、永正七年之れを破り、下克上して越後一國の領有を確實にした。こゝに於て越中經營に着手する隙を得たやうである。二月二日附(永正十一、二年頃ならん)で、爲景より長尾房景に書して、越中出陣

を促す書狀に、能景戰死の後「一兩年矢を一筋仕度候へ共、爰元取亂、亂續早過來候」とあるのは、此の間の事情をいふのであらう。彼れ爲景は何としかして神保氏等を懲さうとした。

之より先、畠山政長の子尾張守尙順入道卜山と畠山義就の子上總介義豊とは、政長義就以來の對抗を續け、其の分國越中に於ても兩黨を立て、神保氏は卜山を援け、遊佐氏は義豊を受けた。能景は畠山尙順及び神保氏を援けようとして出陣したが、兩氏は更らに援兵を出さず、能景は終に戰死したのである。こゝに於て爲景は神保氏を惡むこと甚しく、畠山總州（義豊）の子勝王の加賀にあり、細川氏の被官上原左衛門大夫なる者の城中太田保にあるものゝ運動に依り、加賀越中一揆團と同盟するに至つた。則ち二月二日（年號なし）附け、爲景より長尾房景に宛てし書狀（上杉古文書）の一節に「畠山總州御息勝王との、加州御在國、武衛衆、其外賀州者共被同心、蓮沼山亂入旨候、自三ヶ寺（加賀の本泉寺、松岡寺、光教寺の一向宗三大坊主）書狀之案文、爲御披見寫進候」と見え、又四月二日附けの爲景より同人に宛てし書狀に「就越中行儀、以條數申候（中略）定福寺歸國已後、從賀州去今度々無疎略旨趣、書狀共候」と見えてゐる。前記文書の翌年頃の文書であらう。又同文書に年號月日ともになき覺書きやうの文書あり、「越後へ條々手日記」と題し、中に「賀州三ヶ寺へ不可有御等閑事」と見えてゐる。定福寺は新潟縣中頸郡柿崎村に定福寺あり、今同寺には之れに關する古文書等全く存せざれど、親鸞の遺跡と傳へられ、土着の眞宗寺なれば、爲景の軍使とし加賀越中に使して歸來したるものなるべく、條々手日記は越中の教團か、又は越中に於ける長尾氏方の豪族より長尾氏に宛てたものであらう。かくして爲景は越中を侵すこと兩度に及びしも、上杉古文書中の右の史料は、皆年號なくして其の年代を明かにし得ないが、幸にも東寺光明講過

去帳の中に、於越中國、越後長尾彈正忠亂入之時、被誅人數三百人(永正十三、九、九)とありて、その年代初めて明かとなつた。則ち永正十三年九月と翌十四年兩度に、長尾氏は越中を侵して、畠山、神保及び一揆等を討つたのである。

(四) 飛驒 飛驒には親鸞の弟子の開基したといはるゝ照蓮寺あり、其の外聞名寺(後天正中越中婦負郡に移る)等は同國の一向宗の大坊主分である。之れ等大坊主を中心とする飛驒の教團も亦、加賀、越中方面と脈絡を取つて實行運動に携はつてゐた。前記永正十三、四年長尾氏と加賀、越中一揆との同盟成るや前掲越中より長尾氏に送りし「越後へ條々手日記」の中に「飛州口之儀、是亦堅固ニ被中下候、齋藤藤次郎可申談候」とあるに據て明白である。天文時代に至りて益々其の活動が盛んとなつてくる。蓋し飛驒は射水川、神通川に依て越中との交通を比較的便利とするから、飛驒の一揆は越中の一揆と連絡するやうになつたものであらう。

(五) 能登 能登に關する確實なる史料も甚だ少いのであるが、一揆の性質を見るには、興味多き一二あり、親元日記文明十二年三月二十二日「飯尾加州參申、日野殿より申せう、畠山七郎殿注進候、加賀一揆能州へ打入在所少々切執候、近所へ合力奉書、可被成候へのよし注進候(後鏡に據る)とあり、文明年間加賀一揆蜂起の時能登に侵入して其の一部を取つたから、同國守護畠山氏が幕府に上申して、近國の豪族をして援助せしめるよう奉書を發せんことを乞うたのである。こゝで加賀一揆が能登の一部を切取り占領したとあるのは、普通の豪族が他家の土地を占領したのとは少し趣きが違ふやうである。則ち能登の土民が蜂起して加賀の一揆と呼應し、其の助力に依て獨立したるものであらう。延徳二年にも同國に土一揆加賀一揆と通謀して起らんとしたことが、蔭涼軒の記録に見えてゐて、此の間の事情を明示してゐるやうである。同日録延徳二年十月二十七日の條に、能登の

土民土豪が、守護畠山氏を討たんとした。畠山氏の被官の豪族井口某反いて一揆と通謀したが、會々事發見せられ、張本人數輩或は之を縛し、或は之れを殺し、先づ以て無爲に屬した。土民たると土豪たると、守護直屬の豪族たるとを問はず、下克上の世風は一揆して加賀一揆とともに蜂起しようとしたのは、又文明十二年の場合を説明するに足ると思ふ。

文明年間以來永正の末に至る教團の一揆運動は教團個々の存在を基本とし、必ずしも連絡一致の活動を見なかつた。換言すれば各教團の發生上の意義を多く失はなかつた。然るに天文元年の頃から山科本願寺を中心として起る所謂天文の法亂は、北國、關東、近畿、中國の教團の統一を激成し、本願寺はその中心となり、終に教團を領有化し、本願寺はそれ等に對し、自ら領主化するやうになり、國史上未曾有の存在である所の物質、精神の兩界に亘る一大法王國の出現を見るに至つた。其の頃は法花一揆の勃興するあり、宗教的土一揆の沿革上まさに新时期に入るべきものであり、今は問題外とする所であるから、之れが説述を次の機會に譲り、最後に此の前後に於ける一向宗に對する制禁迫害について考へて置きたい。

第五節 教團の迫害

中世以前に於ては宗教の公的禁止乃至迫害の史實は明白でない。法然及び其の徒の處分も對人的の分子が多く、對法的の分子が尠ないやうに思ふ。既成佛教の新興佛教に對する壓迫は其の例多く、而してそれが多少公認せられたものと判定せられないこともないが、まづ私的のものと思ふべきものが多い。中央地方の爲政者が正面から

或る宗派を禁制するといふ例は甚だ多くないやうであつて、一向宗の禁止迫害の史實は其の著名なるもの、初例と考へてよいやうに思ふ。江戸時代に至つて天下一般に切支丹、法花宗、不愛不施派等の禁制迫害に至りては、餘りに著名である。江戸時代以前に於ては爲政者は宗教に對しては極はめて公平であり、宏量の態度を取つた。爲政者のみでなく、寺社の社頭、門前に於てすら、軍事上、政治上の不可侵權は保證せられてゐたが、信仰上、宗教上の自由は認められてゐたやうである。大阪本願寺の寺内に於ては、一向宗の外布教することを禁止せられてはゐなかつたことは、天文の末以來切支丹佛法の布教せられたことに依て略ぼ推知せられる。

然るに文明以來一向宗團の下克上運動によつて、隨處に其の勢力の克上するや、爲政者は一般に一向宗を禁制したばかりでなく、嚴重なる迫害を加へ始めたのである。此の史實は我が政治史上、宗教史上、社會史上頗る重要な問題である。予は多年これに關する史實及び法制について注意し、就中其の範圍について最も興味を有してゐる。神祇伯忠富王記の明應五年九月二十日の條に「攝津守護代藥師寺安藝守にあてし忠富の書狀の中に、「一地下一向衆近年充滿候歟、太以不可然候、念佛中を非嫌所候、納衆專守不淨、死穢廿ヶ日不忌、社家中令經廻、諸人汚令條、言語道斷次第候、穢惡所鬼神惡也、此衆改替尤可然候、一、寺庵僧、法師等、死穢卅ヶ日之間可蟄居之處、不謂其穢、社家中令經廻、汚諸人令條、以外惡逆、永停止此儀(下略)」と見え、社僧、納衆は自ら一向宗信者たることを禁せられたものと云つてよい。同日記に據れば忠富は本願寺と交際して居り、前引の文にも念佛を嫌ふに非ずといふも、しかも自ら社頭門前に於ては之れを禁せらるゝことゝなつたと想像せられる。次の嚴島の例は之れが證據となるべきものでなからうか。同社天正の制狀に社島内一向宗を禁じてあつた。(藝藩通誌所

載嚴島文書）之れ等禁制の表面の理由の外に何等の意義もなかつたとは斷じ難い。

永正三年と、享祿四年とに、北國及び畿内等に、一向衆蜂起せることを東寺光明講過去帳に載せてある。その永正三年の條には、國名をあげ、大和、河内、丹後、能登、越後、美濃、越前、加賀とし、享祿四年の條には山城、丹波、攝津、播磨、和泉、河内、備前、美作、加賀、越中をあげてゐる。圈點を附した國々の事件につきては文獻の徴すべきもの未だ愚見に入らない。而して此の外或は關東、四國、九州に及びたるにあらざるか、今之れが禁制迫害に關し、文獻の存するものは越後、武藏、相模、土佐等に亘つてゐる。中にも越後長尾爲景の禁制は最も徹底してゐたと思はれる。上杉古文書に左の如くあり。

掟 事

- 一、無碍光衆、任高岳(長尾能景)御下知、末代被拂之事
- 一、今度彼宗旨、不事問再興、大曲次第由事
- 一、爲地頭主人、速相擲可出之、及異義者、於立所、可被加身成敗事
- 一、我地下人、我爲他宗、近所に無碍光衆在之由、不出申者、同罪事
- 一、彼宗旨蜂起、至被申出者、爲褒美、彼家財屋敷所、可被出之事
- 一、於許容領主者、可被改其所事
- 一、今度役者油斷故、大略落行、其上累年宗旨連續義、不被申上、號不存知之、被背國法分、上役者小使、被爲遂生涯事

一、於役者、不入地彼宗旨在之者、其地頭相届之上申出、後々彼屋敷所、直に可被出之事

右條々各堅可被相守之、至于々孫々、彼御掟不可被相背者、仍如件

永正十八年貳月 日

石川新九郎

景重 (花押)

千坂藤右衛門

景長 (花押)

(外五人連署名略す)

長尾爲景は永正十二、三年頃から一時一向宗と提携したが、こゝに至つて又嚴重に之れを禁止し、捕縛を聽かざる信者の斬捨御免、近邊居住の信者を告發せざる者を同罪とすること、信者蜂起を告訴せる者には、その信者の財産を賞與せらるゝこと、古き信者を黙過して、表面上知らざるものとなすものあらば、上下役者共に自刃を命ぜらるべきこと、守護不入の地と雖も地頭に斷はり、直に押入つて信者を捕獲すべきこと等、其の糾明の嚴格なること、懸賞の重かりしこと、罰則として極刑を科する等、後世の切支丹禁制にも過ぎてゐる。長尾氏は(のち上杉氏を稱す)天正の初年に至るまで、一向宗に對する此の迫害的態度を改めなかつたやうである。越後ことに其の居城地であつた上越後地方に現存する眞宗の古刹にして、天正以前からの土着のものは甚だ稀れであるのも當然である。

關東方面に於ても北條氏は此の頃から一向宗を禁止したやうである。關東はもと一向宗教團の發祥地であるが親鸞の遺弟に大人物なく寧ろ中心は上方に移り、一向宗排斥の聲は南北朝時代既に京都方面に起つた。(祇園執行

日記正平七年の條)室町時代に至りて専修寺は下野から伊勢に引越さざるを得なかつた。此の時關東の教勢を挽回せんとしたものは蓮如であつた。蓮如の初めて東國(阪東の意であらうか)に傳道したのは文安四年なりといひ(遺徳記、本願寺通紀)北陸に遊化したるは寶徳元年なりといふ(遺徳記、本願寺通紀)越後淨興寺文書によれば(年代未詳)蓮如は錫を奥州にも曳いた。相模三浦郡大津信誠寺緣起には、寶徳二年蓮如來つて同寺を建立するといふ意味のことあり、寶徳元年北國化導の前後、彼れは關東の化導にも從事したやうである。併し何分關東は京都より遠く隔り、蓮如の化風は十分同地方を靡かすに至らなかつた。相模國小坂郡野比最寶寺(もと鎌倉にあり)は親鸞の門弟明光の開くところ、其の太子堂の免田御教書は、貞治三年三月三日附け、應安三年九月廿日附け、明徳四年十二月六日附けである(同寺寺記)眞宗寺院の諸堂塔にして、斯くの如く武家代々の教書の存するものは誠に稀有の事である。彌陀堂の證文なくして太子堂免田の御教書のみ存するは、或は太子堂を以て本堂となしてあつたのではあるまいか。果して然らば親鸞の古風にそひたるものにして、これ亦稀有の史實となすべく、我が佛教史上興味多き題目である。殊に又同寺には最近まで(大正十二年の大震災に倒壊す)現存してゐた藥師堂のあつたことで、寺領並に藥師免田、應永十一年四月三日御教書現存すと同寺の寺記にあり、之れ等の古文書の或るものは今猶ほ同寺に存してゐる。

惟ふに法然の諸流の一なる聖光の鎮西流六派の中、三派は關東にあり、之れに屬する寺院の中には鎌倉光明寺が古くから最もあらはれ、鎌倉時代以來勢力があつた。聖光の流れには、諸行非本願説(念佛以外の諸行は往生の本願に非すと説く)を唱ふるとともに、一方には二類各生説(念佛一類の外に、諸行をも往生の類とする)

を主張するものあり、鎌倉にあつた最寶寺はその影響を受けたものであらうかと思はれる。唯一佛的教旨である眞宗の蓮如以後に於ける規式のみ現存する現在の眞宗の教會堂から見て、これは誠に珍中珍とすべき原始眞宗の規式の名残りである。實に貴重な遺物といはなければならぬ。

相模方面の眞宗古寺に光明本又は之れに類したものを保存し、最法寺の中國方面に於ける出店の如き歴史ある備後山南の光照寺（此の事實は鎌倉佛教の西漸史上貴重な事實であつて、將來特に稿を起して説かうと思ふ）に念佛繪系圖あり、とかく本願寺中心の眞宗とは系統を異にしてゐたやうに思はれる。かゝる一般の情勢にあつた眞宗教會に對して、蓮如の布教はいかほどの影響を與へ得たであらうか、之れを確實にすべき史料を今發見してゐない。たゞし關東方面の眞宗が本願寺化せらるべき基礎は、たしかに置かれたものと思ふべく、蓮如の没後久しからずして之れ等の教會は、本願寺化せられた。換言すれば蓮如化せられた。更らにいひ換ふればいたく當世化せられたのである。前記信誠寺の本尊である「方便法身尊像」(眞宗式陀の立像畫)の裏書きに「大谷本願寺寶如(花押) 永正十七庚辰七月十一日」「相州三浦郡大津郷信誠寺願主、□□」とあり、前記最寶寺の文書の中に、六月五日附け「案察法橋了明」より、最法寺に宛てし書狀に「今度被差上名代言上之趣、具遂披露候、被對申上儀、無二之覺悟、最大切被思召候山、相心得、具可申下之旨候、仍被成御書候」とあり、了明は本願寺々侍下間法橋賴龍(續類從所收下間系圖)なるべく、此の人は天文前後の人にして、文書の風にあらはれたる時代と一致する。此の文書は本願寺光教より最寶寺に宛てし書狀の添書なるべく、如何なることを最寶寺より上申し、また本願寺より如何なる意味を答へたか明かならざるも、同寺が本願寺の後援に依て重大なる決意をなしたることを察すべく、

恐らく寺門の存亡に關することなるが如く思はれる。いづれにしても、本願寺及び三浦郡地方眞宗教會、教團との連絡を見るに足る。又同寺の「方便法身尊像」の裏書きは實如であること信誠寺のものに同じ。又同寺の蓮如の畫像の裏書きも「釋實如御判、願主釋明心、相州小坂郡鎌倉弁谷高見藏最寶寺常住物也、文龜二年辛酉九月十九日」とあり（同寺記録）。同國浦賀町吉井善法寺、同町新町乘誓寺は何れも明應の創建といつてゐる。（乘誓寺縁起、浦賀町沿革、乘誓寺は關東大震災の爲め古記を失ひ、予の同寺探訪は全く失望に終つた）之れ等は初めから蓮如式教會であつた。かくして相模鎌倉郡三浦郡一圓の眞宗は當世化せらるゝとともに、北國方面に於けるが如く、之れ等教會中心の教團は、又下克上の世風とともに一揆して起つたか、又は起らうとしたものであらう。予最近同地方を探訪して、右の事實を明かにすることを得て、年來十分に解釋し得なかつた相州文書鎌倉郡光明寺文書の中の左の一通の由來する所を納得したのである。

三浦郡南北一向宗之壇那、悉鎌倉光明寺之、可來壇那者也、仍如件

享祿五_辰壬 七月廿三日

光 明 寺

（朱印 足利 義晴）

最寶寺は文龜永正の初年頃までは、鎌倉に居りしこと、前記實如の文書に據て明白なるべく、同寺記録に同寺九代明心（大永六年寂）の時、寺地を野比にありし同寺の所帶地に移すとあり、天正十八年豊臣秀吉小田原征伐の際、（五月 日附）同寺に與へし制札（同寺文書）には「三浦郡野比郷最寶寺」とある。されば大永以前、永正の初年以後、同寺は鎌倉を逐はれて野比の山中に遁れて今の寺地に潜みしものであらう。上杉氏が一向教團を危

險として、之れが迫害を嚴酷にせし頃北條氏も亦、寺を逐ひ、教團には淨土宗に改宗を命じたのであらうと思ふ。

以上は相模三浦郡地方の形勢であるが、すべて北條氏の勢力範圍に於ては同様の處置を同教團教會に施したもののやうである。東京麻布の善福寺（同寺は東京淺草の報恩寺とともに、東京中心地方に於ける親鸞當時以來の歴史ある眞宗の二大古刹である）の文書（武州文書）の中に、永祿九年十月二日附けて、北條氏康より同寺に宛てし書狀に「一、庚申歲^三（永祿）長尾出張、依之大坂（大坂本願寺）へ度々如頼入者、越國（越中）へ加賀衆（加賀一揆）亂入者、分國中一向宗改先規、可建之旨、申届處、彼行（越中亂入の事）一圓無誠、無曲次第候、雖然申合上者、當國對一向宗、不可有異儀事」とあり、こゝに先規といふは勿論永祿三年以前のことである。此の文書の前文に「既一向宗之絶以來、及六十年由候處、以古之筋目、至干探題他宗者、公事不可有際限」といひ、「一人成共、就招入他宗者、可爲罪科事」とあり、永祿九年（此の文書の日附）より六十年前といへば、永正四年に當り、略ぼ相模三浦郡の形勢に一致し、全國的に一向宗蜂起すといふ東寺光明講の過去帳の記事に一致する。既にして武田氏と北條氏と結んで上杉氏の關東進出を牽制せんとし、北國の一揆團をして、越後を其の西邊より侵さしめようとして、領内一向宗の再興を許したのが永祿三年であつた。然るに北國一向宗の活動は、北條氏の期待する程でなかつたので、再び一向宗々論の起りしといふことを口實として、古き信者の復歸を勧誘し、又は新信者の誘導を嚴禁したのが此の文書であらうと思ふ。かくの如く、北條氏の眞宗に對する迫害禁止は領内一般に對する政策であつたと推定し得ようか。

轉じて遠く土佐に關して一二の史料を發見した。土藩古文叢卷二十八に、六月八日附け、^三と署名し（編

年記事略に恐悦とあるもいかゞ。田中市介なる者に宛てし書狀あり、「雖未得御意候、致啓上候、貴國上邊、御無事に申調度と存付而、只今以使節被申候、於様體者、下間刑部法眼、以愚札申入候、親泰様へ可然様、被仰入、相調申様に御馳走尤肝要に存候條、此節之儀候間御和睦之儀、隨分可申試旨候、無御隔心可被仰越候、可成程之御斗、御馳走可被申候」と見えてゐる。親泰は長會我部元親の子、下間刑部法眼は天正頃本願寺寺侍の一人なる下間頼廉なるべく、文意は頼廉の意を受け、親泰の部下田中某に書して、長會我部氏と本願寺との和睦を成立せしめるに盡力する様子を知るべく、これだけの史料にては、其の年代も明確にすることが出来ない。或は元龜天正の間大坂本願寺は織田信長の包圍攻撃を受けて苦戦せし頃、長會我部氏の助勢を受けようとして、和を講じたものであらうか。もし果して然らば本願寺と長會我部氏とは敵對關係にあつたものと見なければならぬ。

土佐二條家と本願寺との交際については、光教の天文日記に散見す、しかもいつの頃よりか眞宗は禁制せられしものと見える。土佐古文叢と土佐編年記事録とに、それ〴〵左の如き文書一通づゝあり。

一向宗之事其身一人之儀、可有御免者也、仍如件

弘治三年卯月廿九日

康 政 (黒印)

渡邊主税助殿

宗旨之事、在來候段、不可有相違者、仍如件

享祿五年五月 日

(判)

渡邊神左衛門殿

暗黒時代の宗教一揆

とあり、何れも高岡郡興津西寶寺所藏文書と注してある。渡邊系圖に據れば、渡邊主税介一向宗に歸し、順西と號し、其の女順誓西寶寺を嗣ぐと見ゆ、予昭和四年高知縣下を採訪せし際、此の寺を搜したが、つひに現在の所在を發見すること能はざりしを遺憾とする。右二通の文書に據り、一條家の領内に於ても、享祿の末年以前、眞宗は禁ぜられて居り、唯だ特種の者に對してのみ聽されたに過ぎず、それも他人に對して同宗の信仰を宣傳することを禁じてゐたのは、北條氏の一向宗に對する前記の處置（武州文書の善福寺文書）に頗る類似してゐる。

以上關東北國四國の形勢は若干の史料に據ておぼろげながら一向宗教團の下克上運動のあとを察し、その禁止迫害の由來を稍々知ることが得たものである。以下多年注意搜索に心懸けてゐるにもかゝらず、斷片的史料を有するに止まるものを以下述べようと思ふ。

本願寺光教の天文日記天文十二年五月十七日の條に「尾州平手中務丞（政秀か）織田彈 爲禮來 就禁裏御修理爲 正被官 名代上洛之次來

仍致音信也、以肴一獻與湯漬、令對面也、如此相伴之儀不可有之事候、惡黨と云、於尾州走廻、對門徒一段惡勢者之間、此分調請候也、一段大酒云々」とあり、織田氏が領内の一向宗を抑壓せることを察すべく、織田氏を惡黨といへるも其の爲めであらう。信長天下統一の事業を起すや、本願寺は全國の門徒を率ゐて信長に對抗したのも、彼と是れとの敵對關係が、一朝一夕のことにあらざる所以を知るべきである。

又同日記天文九年五月十八日の條に據れば、光教は此の日に、常陸國七郡の領主佐竹氏へ音信として緞子三反（代九貫百文）を送り、寺侍下間上野より書狀を贈らしめた。これは常陸東野にありし上宮寺より光教に上申する所あつた故である。先年（年代未詳）眞宗と日蓮宗と相争ふことあり當時日蓮宗徒の訴訟により、眞宗は成敗

を加へられた。其の後上宮寺は東野氏を介して佐竹氏へ「三ヶ條、五ヶ條、八ヶ條之文の旨を以て、掟如此之由」訴へ出でた。佐竹氏は之れに依て上宮寺の還住することを赦し、寺下の教團も始めて安全になつた。上宮寺は此の次第を光教に報告して音信を佐竹氏に送らんことを乞うたのである。佐竹氏が眞宗の僧徒を放逐し、其の教團を迫害したのは、或は隣國北條氏など、同じ時代のことであつたのではなからうか。

第六節 一揆の淨化

道德の外に宗教の世界はないといはれる如く、宗教は道德と天地を異にするといふこともいはれる。親鸞は大方道德を超越して信仰の極致を説き、その窮極に安住した。親鸞は世の遁れた人であつたことは自ら告白する所である。(御消息集) 當時の眞宗の僧侶の中には、尼を妻とするものがあつたやうである。尼との間に出生した子は遺産を相傳したやうである。かく僧尼相よつて家を爲した。家を出でずして、世を出ることを全うしたであらうか。「善人なほもて往生す、況んや悪人をや」(歎異鈔)といふ親鸞の語と傳へらるゝものは、道德を超越(度外せるにあらず)した多力信仰の妙境であつた。念佛は親鸞の全體であつた。親鸞は其の念佛を親の爲めとて一度も申したることなしと告白した。彼れは正しく家族道德を越超し、家を出て終つてゐる。家にあつて家を出でる、世にあつて世を遁れると同斷であつたのであらうか。

家を出で世を遁れた者の信仰を再び家に還元せしめ、世に常住せしめた者は蓮如であつた。蓮如は道德の天地にかへつて信仰の天地を開拓した。然らば彼れは親鸞に對して異安心を説いたであらうか。さうではあるまい。

彼れはよく時世に處して親鸞への行程を變更せしめたに過ぎない。蓮如は呼んだ。「王法（道徳）ハ額ニアテヨ、佛法ハ内心ニ深く蓄ヘヨ」といひ「仁義ト云事モ正シクアルベシ」（兩條とも實語記）と教へた。彼れは不信（念佛の信仰なき）の者と不孝者とを同列に見て「何ヨリモ親ニ不孝ナルモノ第一キラヒ」なり、「不信ノ人ニハ見參スベカラズ」（兩條とも實語記）といひ、信仰と道徳とは表裏をなすものなりと云つて本能そのまゝの下克上の野生的運動を淨化するに力めたのである。諸惡莫作は通佛教の誠めである。詳しくいへば五戒となり十戒となり、何戒とでもなる。而して社會人の生活には生活の爲め必然的に之れを破らなければならぬ。則ち罪を犯さなければならなかつた。依て消罪は成佛、往生に必要かくべからざるものとなる。切支丹の如き懺悔告白を重視せざるを得なかつた。蓮如のゆき方は大に違つてゐた。社會人としての生活上の必然的諸惡（時代に依て相違あらう）を肯定し、その諸惡の人間を正客とし、之れを接待し、之れを懇にせんが爲めにこそ他力易行の念佛は佛が五劫の思案に依て成就せられてゐると説き、念佛を活社會の中に放つた。蓮如は「侍能工商之事」と題し、「一、奉公宮仕ヲシ、弓箭ヲ帶シテ主命ノタメニ身命ヲオシマズ、二、又耕作ニ身ヲマカセ、スキクワヲヒサゲテ大地ヲホリウゴカシテ 身ニチカラヲイレテホリツクヲ本トシテ身命ヲツグ。三、或ハ藝能ヲタシナミテ、人ヲダマシテ狂言綺語ヲ本トシテ浮世ヲワタルタクヒノミナリ。四、朝夕ハ商ニ心ヲカケ、或ハ難海ノ波ノ上ニソロシキ難波ニアヘル事ヲカヘリミズ、カ、ル身ナレドモ」（帖外文章）必ず其の救濟せらるゝことを説き、徒然草や極樂寺殿消息に見ゆる如く、四十、五十に至れば、宮仕、奉公を止めて、専心に後生を願ふべしとは決して教へてはならない。侍奉公と殺生、藝能と妄語、商賣と虚偽、すべては彼に依て肯定せられた。土民の生活上時勢の當然とせ

しめた教團の組織、教團の防禦、教團の克上運動は又彼れの肯定する所であり、附屬して起るべき罪惡を認めて其のまゝの往生を説いて絶對他力念佛を勸説した。蓋し彼れは又時世を思うて、罪惡の怖るべきものなることを否定するやうな教は斷じて説かなかつた。「縁あらば又人を殺すべし」(歎意鈔取意)とはいはなかつた。「罪は五逆謗法と信知してしかも小惡をも犯すべからず」(淨興寺文書の二十一箇條修宗規)といふことを否定しなかつた。すべて彼れは超道德的信仰の極致を説いた教は「左右なく外見すべからず」(歎異鈔の蓮如の奥書)と斷じ、進んで忠孝仁義を説き、爲政者に對する服従を勸説し、納税の義務を怠るべからざることを勸化した。(帖内、帖外文章)かくして鎌倉の新佛教は土民の克上運動を文化して、平民佛教の使命を成就した。かくして土民の一揆は近世國民史の第一頁たることを得た。舊式史家曰はく、蓮如は陽に服従を説き、陰に反抗せしめた、これ思うて末だ詳かならざるの言、上來説くところ略ぼそれを説明し得たりと信ずる。